

28 愛防第 8 0 号
平成 29 年 2 月 2 2 日

各関係機関・団体長 様

愛媛県病害虫防除所長

病害虫防除技術情報（第 7 号）の送付について

このことについて、つぎのとおりお知らせしますので、御参照の上、防除指導方よろしく
お願いいたします。

記

1 情報の内容 **キウイフルーツかいよう病 Psa 3 系統の発生拡大防止に向けた
春季対策の徹底**

2 発生状況

キウイフルーツかいよう病 Psa3 系統は平成 26 年に本県で初めて発生を確認し、本県で
の発病確認面積は、平成 26 年は東・中予で約 6.9ha、平成 27 年は東・中・南予で約 1.9ha
となっている。平成 28 年は Psa1、3 型の区別なく 80.5ha の発生となった。

平成 29 年は、1 月から 2 月 22 日の集計では 1.2ha となっている。

3 発生の見通し

(1) 1 月中旬からの寒気の流れ込みによる低温では、重篤な発病をもたらす樹体の凍結ま
では至らなかった。

(2) 気象予報では、気温は平年並か高い、降水量は平年並とされている。

以上のことから、昨年のような重篤な発病を誘発する要因はみられないものの、病徴
は、やや早く発現してくるものと予想される。

4 拡散防止対策

(1) 今後、樹液の流動期となり、枝幹や枝の切り口等から樹液の漏出や枯死枝の発生が見
込まれるため、園地の見回りにより初発を見逃さない。

(2) 発生確認後は周辺樹への拡散防止のため、発病部の早期除去を徹底する。伐採基準は、
平成 27 年 12 月改訂の「キウイフルーツかいよう病 Psa3 型の防除方針」に基づき発病程
度に応じて適切に対応する。

(3) 結果母枝の棚付けは確実にを行い、園地の防風対策を強化するなどして、病原菌の侵入
口となる枝のすり傷を防止する。

(4) 発芽・展葉期の感染予防として IC ボルドー66D 50 倍等を発芽前に必ず散布する。

5 キウイフルーツかいよう病の遺伝子検定

発生の拡大防止には適切な遺伝子検定の実施が必要とされるため、産地全体での検定へ協
力を要請する。

※ 平成28年度より遺伝子検定は、県病害虫防除所（住所：松山市上難波甲311（農林
水産研究所内）、電話：089-993-2020）で実施しています。

問い合わせ先：県農産園芸課（電話：089-912-2555）又は県病害虫防除所。